

鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要 新旧対照表

現計画の ページ	修 正 後	修 正 前
2	第3節 修正 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正することとする。 各防災関係機関は、関係ある事項について、毎年<u>3</u>月末日までに（緊急を要するものについては、その都度）計画修正案を鈴鹿市防災会議に提出する。	第3節 修正 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正することとする。 各防災関係機関は、関係ある事項について、毎年<u>4</u>月末日までに（緊急を要するものについては、その都度）計画修正案を鈴鹿市防災会議に提出する。
17	第5項 配備体制 1 第1非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）略 （2）大雨，大雪，洪水，高潮，<u>強風</u>，津波注意報のいずれかが市内に発表され，災害の発生が予想されるとき。 （3）・（4） 略 2 略	第5項 配備体制 1 第1非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）略 （2）大雨，大雪，洪水，高潮，津波注意報のいずれかが市内に発表され，災害の発生が予想されるとき。 （3）・（4） 略 2 略
21	第1項 市 市は、災害予防対策，災害応急対策及び災害復旧対策について次のこ	第1項 市 市は、災害予防対策，災害応急対策及び災害復旧対策について次のこ

(続き)	とを実施する。 1～8 略 9 危険区域内にある住民に対し，避難指示並びに被災者の救出及び保護（食料，衣料，生活必需品等の供給，給水，仮設住宅等の建設，医療及び助産等）を行うこと 10～17 略	とを実施する。 1～8 略 9 危険区域内にある住民に対し，避難の<u>勧告</u>，指示並びに被災者の救出及び保護（食料，衣料，生活必需品等の供給，給水，仮設住宅等の建設，医療及び助産等）を行うこと 10～17 略
25	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 浸水被害の軽減対策（土木部・<u>産業振興部・危機管理部</u>） （1）・（2） 略 <u>（3）農業用ため池改修事業</u> <u>市域の農業用ため池は，水田の水</u> <u>源として重要な役割を果たしている</u> <u>が，老朽化が進んでいるものもある</u> <u>ため，緊急度が高い農業用ため池か</u> <u>ら補強対策や統廃合等の改修工事を</u> <u>実施する。</u> <u>また，平成30年7月豪雨では，</u> <u>防災重点農業用ため池ではない小規</u> <u>模な農業用ため池で被害が発生した</u> <u>ことから，国（農林水産省）により</u> <u>「防災重点農業用ため池」の具体的</u> <u>な基準が設定されたため，本市にお</u> <u>いても国の基準に基づき「防災重点</u> <u>農業用ため池」の見直しを実施した。</u> <u>なお，ソフト対策として，「ため</u>	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 浸水被害の軽減対策（土木部） （1）・（2） 略

(続き)	<u>池ハザードマップ」を市公式ホームページ上で公表しているため、引き続き同マップの周知を図る。</u> <u>資料編 2－1 防災重点農業用ため池</u> <u>資料編 2－2 その他の農業用ため池</u> <u>(4) 農地，農業施設の災害の防止</u> <u>洪水，土砂災害，湛水等に対して，農地，農業用施設等を守るため，防災ダム，農業用ため池等の整備を進めるほか，洪水防止などの農業の有する多面的機能を適正に発揮するため，農業用排水施設の整備，更新・補修，老朽ため池の補強，低・湿地地域等における排水対策等を推進し，災害発生の未然防止を図る。</u> <u>資料編 2－3 農地等湛水危険箇所</u> 4 略	4 略
29	第2項 市が実施する対策 1～5 略 6 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき，土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設，学校，医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち，円滑かつ迅速な避難を確保する	第2項 市が実施する対策 1～5 略 6 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき，土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設，学校，医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち，円滑かつ迅速な避難を確保する

(続き)	必要があると認められるものがある (同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった) 場合については、 予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を策定した際は、同計画に<u>基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難訓練等を定期的に実施する</u>よう支援する。 資料編 2 - 1 2 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設	必要があると認められるものがある (同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった) 場合については、 予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を策定した際は、同計画に<u>基づき避難訓練等を定期的に実施する</u>よう支援する。 資料編 2 - 1 2 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設
32～33	第 2 項 市が実施する対策(消防本部) 1 略 2 防火対象物に係る表示・公表制度の実施 (1) 防火対象物定期点検報告制度の導入 これは、防火対象物の関係者に防火管理の必要性を認識させるとともに、よりきめ細かい防火管理が必要であるという判断に基づくものである。この点検の結果、防火管理が良好であると認められた防火対象物には、「防火基準点検済証」の表示を行うことができる。 また、<u>過去 3 年以内において</u>、一定の要件を満たす場合は、定期点検報告制度の特例認定の申請を行うこ	第 2 項 市が実施する対策(消防本部) 1 略 2 防火対象物に係る表示・公表制度の実施 (1) 防火対象物定期点検報告制度の導入 これは、防火対象物の関係者に防火管理の必要性を認識させるとともに、よりきめ細かい防火管理が必要であるという判断に基づくものである。この点検の結果、防火管理が良好であると認められた防火対象物には、「防火基準点検済証」の表示を行うことができる。 また、<u>防火基準点検済証の表示を行うことのできる防火対象物で</u>、一定の要件を満たす場合は、定期点検

(続き)	とができ、特例認定されれば、3年間の点検及び報告が免除され、「防火優良認定証」の表示を行うことができる。 さらに、<u>適マーク制度が廃止され、防火基準適合表示制度が新設されたことにより</u>、適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等のうち、消防法令を順守している対象物は、「<u>防火基準適合証（銀）</u>」の表示を行うことができるようになった。また、<u>3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合には</u>、「<u>防火基準適合証（金）</u>」の表示を行うことができる。 いずれかの表示により、防火対象物の利用者に対し当該対象物が消防法令に適合しているという情報を提供する。 (2) 略 <u>(3) 重大違反对象物の公表</u> <u>措置命令による公表は、防火対象物の違反を覚知してから命令による公示までは時間を要する。命令による公示まで一般市民に重大違反对象物が知らされないことを避けるため、消防機関が重大な違反对象物を覚知してから一定の期間経過後、当該建</u>	報告制度の特例認定の申請を行うことができ、特例認定されれば、3年間の点検及び報告が免除され、「防火優良認定証」の表示を行うことができる。 さらに、<u>適マーク制度の廃止により</u>、適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等のうち、消防法令を順守している対象物は、「<u>防火自主点検済証</u>」の表示を行うことができる。 いずれかの表示により、防火対象物の利用者に対し当該対象物が消防法令に適合しているという情報を提供する。 (2) 略
-------------	--	--

(続き)	<u>物の火災危険に関する情報の公表を行う。</u>	
56～57	第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 災害時要援護者における対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部） 市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>個別避難計画</u>の作成 市は<u>避難支援等に携わる関係者と連携して</u>、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく<u>個別避難計画</u>の策定に努める。 (4) ～ (6) 略 (7) 応援協力体制の整備 市は、災害時の災害時要援護者に	第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 災害時要援護者における対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部） 市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>個別計画</u>の作成 市は、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく<u>個別計画</u>の策定に努める。 (4) ～ (6) 略 (7) 応援協力体制の整備 市は、災害時の災害時要援護者に

(続き)	対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関，社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，近隣住民やボランティア組織，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T），国及び他の地方公共団体，企業等との応援協力体制の確立に<u>努め，人員体制に不足がある場合は，三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。</u> (8) 略 2 妊産婦，乳幼児，外国人等に対する防災対策（危機管理部，地域振興部，子ども政策部，健康福祉部，消防本部） 市及び防災関係機関等は，妊産婦，乳幼児，傷病者や言語，生活習慣，防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が，災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう，次のような防災環境づくりに努める。 (1) ～ (5) 略 <u>(6) 外国人雇用企業，留学生が在籍する学校，国際交流関係団体等の協力を得て，外国人の被災・避難状況の確認に努める。また，多言語での情報提供，相談等の実施や，みえ災害時多言語支援センター，国際交流</u>	対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関，社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，近隣住民やボランティア組織，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T），国及び他の地方公共団体，企業等との応援協力体制の確立に<u>努める。</u> (8) 略 2 妊産婦，乳幼児，外国人等に対する防災対策（危機管理部，地域振興部，子ども政策部，健康福祉部，消防本部） 市及び防災関係機関等は，妊産婦，乳幼児，傷病者や言語，生活習慣，防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が，災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう，次のような防災環境づくりに努める。 (1) ～ (5) 略
-------------	---	--

(続き)	<u>関係団体、NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。</u> (7) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者（企業等）と協議する。 3 略	(6) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者（企業等）と協議する。 3 略
63	第2項 市が実施する対策 1 略 2 道路施設（土木部） 道路施設は、災害直後は避難者の避難路や消防活動、救助活動の救援路として、応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。 また、火災発生時には、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。 さらに、落石等の危険箇所の把握に努め、これらの箇所については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により構造を強化し、交通の円滑化を図る。 (1) 都市計画街路の整備 <u>防災の観点から次のア～ウの路線</u>	第2項 市が実施する対策 1 略 2 道路施設（土木部） 道路施設は、災害直後は避難者の避難路や消防活動、救助活動の救援路として、応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。 また、火災発生時には、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。 さらに、落石等の危険箇所の把握に努め、これらの箇所については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により構造を強化し、交通の円滑化を図る。 (1) 都市計画街路の整備 <u>都市計画街路の整備に当たって</u>

(続き)	について、整備に努める。また、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。 ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路 イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路 ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路 (2) 略 資料編 9－<u>4</u> 災害ネットワーク道路等 路線一覧	は、防災の観点から以下の路線については、整備に努める。 ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路 イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路 ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路 (2) 略 資料編 9－<u>5</u> 災害ネットワーク道路等 路線一覧
68～70	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生

(続き)	じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における，公園，緑地，広場その他の公共空間を避難場所として，また，それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として，<u>市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。</u> 基幹収容避難所及び公民館については，多数の避難者を受け入れることから，生活確保のための水，食料などの非常食の他，停電対策，感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3～11 略 <u>12 避難所外避難者対策（危機管理部）</u> <u>車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し，避難所外避難者対策を推進する。</u> <u>13 略</u> <u>14 広域避難の実施</u> <u>避難先を市内の避難所とすることが困難であり，かつ，避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは，その受入れについて避難先の市町と協議する。</u> <u>また，三重県を通じて他の都道府県の市町村から広域避難の受入協議</u>	じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における，公園，緑地，広場その他の公共空間を避難場所として，また，それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として<u>整備する。</u> 基幹収容避難所及び公民館については，多数の避難者を受け入れることから，生活確保のための水，食料などの非常食の他，停電対策，感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3～11 略 <u>12 略</u>
-------------	--	--

(続き)	<u>を求められた場合、被災者の受入について協議する。</u> <u>なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。</u> <u>15 避難者の大規模移送（危機管理部）</u> <u>避難者の大規模な移送が必要であり、市にて措置できない場合は、三重県へ要請し、災害時における緊急・救援輸送に関する協定（三重県にて締結）に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を行う。</u> <u>16 原子力災害時における広域避難者の受入れ（危機管理部）</u> 原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。 <u>17 略</u>	<u>13 広域避難者の受入れ（危機管理部）</u> 原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。 <u>14 略</u>
75	第2項 市が実施する対策 1・2 略 3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力体制の整備 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体との協	第2項 市が実施する対策 1・2 略 3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力体制の整備 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等につ

(続き)	<u>力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。</u> (3) 略	<u>いても協力体制の整備を推進する。</u> (3) 略
134	第3項 防災関係機関等が実施する対策 1 医療及び助産の実施方法 医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。 (1)～(4) 略 <u>(5) 小児・周産期支援について、必要に応じ、三重県へ小児・周産期リエゾンの要請を行う。</u>	第3項 防災関係機関等が実施する対策 1 医療及び助産の実施方法 医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。 (1)～(4) 略
139	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 事務処理（環境対策部） (1)～(3) 略 <u>(4) 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報の取扱い</u> <u>三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」を準用する。</u>	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 事務処理（環境対策部） (1)～(3) 略
156	第2項 市が実施する対策（総務管理部，福祉医療対策部，消防対策部，産業物資対策部，環境対策部，土木対策部，上下水道対策部） 1～8 略	第2項 市が実施する対策（総務管理部，福祉医療対策部，消防対策部，産業物資対策部，環境対策部，土木対策部，上下水道対策部） 1～8 略

(続き)	9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路，<u>第1～3次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）</u>等と基幹収容避難所や災害時給水拠点，物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。 <u>（1）第1次緊急輸送道路</u> <u>県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路</u> <u>ア 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路</u> <u>イ 広域幹線道路である一般国道（指定区間）</u> <u>ウ 防災拠点のうち県本庁舎，県総合庁舎，地方中心都市庁舎，国際拠点港湾管理庁舎，国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</u> <u>エ 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記ア，イ，ウを連絡，補完する道</u>	9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路，<u>第1～3次緊急輸送道路等と基幹収容避難所や災害時給水拠点，物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。</u>
------	---	---

(続き)	路 ※ア、イのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く (2) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路 ア 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町村庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路 (3) 第3次緊急輸送道路 その他の道路 ア 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 イ 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路	
206	第2項 市が実施する対策	第2項 市が実施する対策

(続き)	1・2 略 3 道路施設（土木部） 道路施設は，災害直後は避難者の避難路や消防活動，救助活動の救援路として，応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。 また，火災発生時には，広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため，道路施設の地震対策を進めるに当たっては，事前の道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。 さらに，落石等の危険箇所の把握に努め，これらの箇所については，危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し，特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか，道路パトロール，維持修繕等により構造を強化し，交通の円滑化を図る。 (1) 都市計画街路の整備 <u>防災の観点から次のア～ウの路線について，整備に努める。また，その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。</u> ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路 イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路	1・2 略 3 道路施設（土木部） 道路施設は，災害直後は避難者の避難路や消防活動，救助活動の救援路として，応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。 また，火災発生時には，広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため，道路施設の地震対策を進めるに当たっては，事前の道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。 さらに，落石等の危険箇所の把握に努め，これらの箇所については，危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し，特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか，道路パトロール，維持修繕等により構造を強化し，交通の円滑化を図る。 (1) 都市計画街路の整備 <u>都市計画街路の整備に当たっては，防災の観点から以下の路線については，整備に努める。</u> ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路 イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路
-------------	--	--

(続き)	ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路 (2) ～ (6) 略 4 ～ 14 略	ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路 (2) ～ (6) 略 4 ～ 14 略
215	第2項 市が実施する対策 1 ～ 5 略 6 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき，土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設，学校，医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち，円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については，予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また，対象となる施設が避難確保計画を策定した際は，同計画に<u>基づく避難訓練結果の確認を行うとともに，避難訓練等を定期的</u>に実施するよう支援する。 資料編 2－1 2 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設	第2項 市が実施する対策 1 ～ 6 略 7 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき，土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設，学校，医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち，円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については，予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また，対象となる施設が避難確保計画を策定した際は，同計画に<u>基づき避難訓練等を定期的</u>に実施するよう支援する。 資料編 2－1 2 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設
238～240	第2項 市が実施する対策	第2項 市が実施する対策

(続き)	避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあって旋できるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、<u>市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。</u> 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。	避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあって旋できるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として<u>整備する。</u> 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。
-------------	--	--

(続き)	なお、多くの避難者の発生が予想される津波浸水予測区域に隣接する津波対応収容避難所については、避難所生活の要となる電力を確保するための設備等を整備する。 3～12 略 <u>13 避難所外避難者対策（危機管理部）</u> <u>車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。</u> <u>14 略</u> <u>15 広域避難の実施</u> <u>避難先を市内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。</u> <u>また、三重県を通じて他の都道府県の市町村から広域避難の受入協議を求められた場合、被災者の受入について協議する。</u> <u>なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。</u> <u>16 避難者の大規模移送（危機管理部）</u>	なお、多くの避難者の発生が予想される津波浸水予測区域に隣接する津波対応収容避難所については、避難所生活の要となる電力を確保するための設備等を整備する。 3～12 略 <u>13 略</u>
-------------	--	---

(続き)	<u>避難者の大規模な移送が必要であり，市にて措置できない場合は，三重県へ要請し，災害時における緊急・救援輸送に関する協定（三重県にて締結）に基づき，（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより，避難者の移送を行う。</u> <u>17 原子力災害時における広域避難者の受入れ（危機管理部）</u> 原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき，広域避難の受入れ要請があった際には，避難所を開設する。 <u>18 略</u>	<u>14 広域避難者の受入れ（危機管理部）</u> 原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき，広域避難の受入れ要請があった際には，避難所を開設する。 <u>15 略</u>
250～251	<u>第3項 市が実施する対策</u> 市は，関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を，災害時に活用することを目指すとともに，民生委員・児童委員や自治会，自主防災組織などに対して，避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 <u>1 災害時要援護者における対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部）</u> 市は，基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき，各号に掲げる対策に努める。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>個別避難計画</u>の作成	<u>第3項 市が実施する対策</u> 市は，関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を，災害時に活用することを目指すとともに，民生委員・児童委員や自治会，自主防災組織などに対して，避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 <u>1 災害時要援護者における対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部）</u> 市は，基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき，各号に掲げる対策に努める。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>個別計画</u>の作成

(続き)	市は<u>避難支援等に携わる関係者と連携して</u>，高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため，避難先や移動手段，必要な持ち出し品，支援者名などを記載し，一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく<u>個別避難計画</u>の策定に努める。 (4) ～ (6) 略 (7) 応援協力体制の整備 市は，災害時の災害時要援護者に対する救援活動等を円滑に実施するため，平常時から医療機関，社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，近隣住民やボランティア組織，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T），国及び他の地方公共団体，企業等との応援協力体制の確立に<u>努め</u>，<u>人員体制に不足がある場合は，三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。</u> (8) 略 2 妊産婦，乳幼児，外国人等に対する防災対策（危機管理部，地域振興部，子ども政策部，健康福祉部，消防本部） 市及び防災関係機関等は，妊産婦，乳幼児，傷病者や言語，生活習慣，防災意識の異なる外国人のほか本市へ	市は，高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため，避難先や移動手段，必要な持ち出し品，支援者名などを記載し，一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく<u>個別計画</u>の策定に努める。 (4) ～ (6) 略 (7) 応援協力体制の整備 市は，災害時の災害時要援護者に対する救援活動等を円滑に実施するため，平常時から医療機関，社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，近隣住民やボランティア組織，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T），国及び他の地方公共団体，企業等との応援協力体制の確立に<u>努める。</u> (8) 略 2 妊産婦，乳幼児，外国人等に対する防災対策（危機管理部，地域振興部，子ども政策部，健康福祉部，消防本部） 市及び防災関係機関等は，妊産婦，乳幼児，傷病者や言語，生活習慣，防災意識の異なる外国人のほか本市へ
-------------	---	--

(続き)	の旅行者等が，災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう，次のような防災環境づくりに努める。 (1) ～ (5) 略 <u>(6) 外国人雇用企業，留学生が在籍する学校，国際交流関係団体等の協力を得て，外国人の被災・避難状況の確認に努める。また，多言語での情報提供，相談等の実施や，みえ災害時多言語支援センター，国際交流関係団体，NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。</u> (7) 略 3 略	への旅行者等が，災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう，次のような防災環境づくりに努める。 (1) ～ (5) 略 (6) 略 3 略
264	第2項 市が実施する対策 1・2 略 3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力体制の整備 災害による処理施設，機材等の不足に対応するため，県内市町相互はもとより，他府県や民間団体との<u>協力体制の整備を推進すると共に，災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。</u> (3) 略	第2項 市が実施する対策 1・2 略 3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力体制の整備 災害による処理施設，機材等の不足に対応するため，県内市町相互はもとより，他府県や民間団体等について<u>も協力体制の整備を推進する。</u> (3) 略
283	第2項 市が実施する対策 気象庁から発表される津波警報等	第2項 市が実施する対策 気象庁から発表される津波警報

(続き)	は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は、津波警報等を防災行政無線，サイレン，メール等，様々な手段を用いて市民等に伝達する。 特に，津波の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに市民等に伝達する。 １・２ 略	等は，全国瞬時警報システム（Ｊアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は，津波警報等を防災行政無線，サイレン，メール，<u>いのちの鐘</u>等，様々な手段を用いて市民等に伝達する。 特に，津波の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに市民等に伝達する。 １・２ 略
284	第３項 市民や地域が実施する対策 海浜にある者，海岸付近の住民等は，強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには，直ちに海浜から退避し，急いで安全な場所に避難するとともに，可能な限りコミュニティＦＭ，テレビ等を利用して自ら災害情報を収集する。 地震発生後，報道機関から津波警報が放送されたときには，同様の措置をとる。 また，異常現象を発見したものは，速やかに防災関係機関に通報する。 （１） 略 （２）避難誘導 ア 自主防災組織又は住民等 住民等は，互いの安全を確認	第３項 市民や地域が実施する対策 海浜にある者，海岸付近の住民等は，強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには，直ちに海浜から退避し，急いで安全な場所に避難するとともに，可能な限りコミュニティＦＭ，テレビ等を利用して自ら災害情報を収集する。 地震発生後，報道機関から津波警報が放送されたときには，同様の措置をとる。 また，異常現象を発見したものは，速やかに防災関係機関に通報する。 （１） 略 （２）避難誘導 ア 自主防災組織又は住民等 住民等は，互いの安全を確認

(続き)	し、自主性をもち主体的に避難する。 避難する場合は、地域の災害時要援護者の安否を確認し、避難支援を行う。 イ～オ 略	し、自主性をもち主体的に避難する。 避難する場合は、地域の災害時要援護者の安否を確認し、避難支援を行う。 <u>「いのちの鐘」を乱打する。</u> イ～オ 略
319	第3項 防災関係機関等が実施する対策 1 医療及び助産の実施方法 医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。 (1)～(4) 略 <u>(5) 小児・周産期支援について、必要に応じ、三重県へ小児・周産期リエゾンの要請を行う。</u>	第3項 防災関係機関等が実施する対策 1 医療及び助産の実施方法 医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。 (1)～(4) 略
323	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 事務処理（環境対策部） (1)～(3) 略 <u>(4) 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報の取扱い</u> <u>三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」を準用する。</u>	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 事務処理（環境対策部） (1)～(3) 略
338	第2項 市が実施する対策（総務管理部，福祉医療対策部，消防対策部，	第2項 市が実施する対策（総務管理部，福祉医療対策部，消防対策部，

(続き)	産業物資対策部，環境対策部，土木対策部，上下水道対策部) 1～8 略 9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう，物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し，緊急輸送ルートや重要物流道路，<u>第1～3次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）</u>等と基幹収容避難所や災害時給水拠点，物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。 なお，中勢拠点や各拠点への配送担当物流事業者が所有する倉庫から市物資拠点への緊急輸送ルートについては下表のとおり。 <u>(1) 第1次緊急輸送道路</u> <u>県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路</u> <u>ア 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路</u> <u>イ 広域幹線道路である一般国道（指定区間）</u> <u>ウ 防災拠点のうち県本庁舎，県総合庁舎，地方中心都市庁</u>	産業物資対策部，環境対策部，土木対策部，上下水道対策部) 1～8 略 9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう，物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し，緊急輸送ルートや重要物流道路，<u>第1～3次緊急輸送道路等と基幹収容避難所や災害時給水拠点，物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。</u> なお，中勢拠点や各拠点への配送担当物流事業者が所有する倉庫から市物資拠点への緊急輸送ルートについては下表のとおり。
------	---	---

(続き)	<u>舎，国際拠点港湾管理庁舎，</u> <u>国際拠点港湾及び自衛隊駐屯</u> <u>地に接続する道路</u> <u>エ 第1次緊急輸送道路ネット</u> <u>ワークを形成するため上記</u> <u>ア，イ，ウを連絡，補完する道</u> <u>路</u> <u>※ア，イのうち緊急輸送道路と</u> <u>してネットワーク化していな</u> <u>い部分は除く</u> <u>(2) 第2次緊急輸送道路</u> <u>第1次緊急輸送道路と市町役</u> <u>場，主要な防災拠点（行政機関，</u> <u>公共機関，主要駅，港湾，ヘリ</u> <u>ポート，災害医療拠点，広域防</u> <u>災拠点等）を連絡する道路</u> <u>ア 第1次緊急輸送道路と防災</u> <u>拠点である市町村庁舎，市町分</u> <u>庁舎，道路管理庁舎，重要港</u> <u>湾及 び耐震強化岸壁整備港</u> <u>湾等，海上保安庁庁舎，警察</u> <u>庁舎，消防本部庁舎，広域防</u> <u>災拠点及びヘリポート，災害</u> <u>医療拠点を連絡する道路</u> <u>(3) 第3次緊急輸送道路</u> <u>その他の道路</u> <u>ア 第1次・第2次緊急輸送道</u> <u>路を補完する道路</u> <u>イ 第1次緊急輸送道路または</u>	
-------------	--	--

(続き)	<u>第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅，近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路</u>	
------	---	--